

## 国土強靱化地域計画（案）に対する意見等とその回答・対応

※ 平成 27 年 2 月 19 日から 3 月 11 日まで、県民意見の募集及び関係機関等への意見照会を行ったところ、7 件(者)24 項目の意見等があった。

	意 見	回答・対応
1	<p>P 9、別-31 ページ</p> <p>「新幹線等の基幹インフラの崩壊により…」との記述があるが、東海道新幹線においては、崩壊する事態にならないよう、高架橋柱や盛土の耐震補強工事や、落橋防止工等の各種対策を実施してきている。本記載は、東海道新幹線の利用者に不安感を与えかねない表現であるため、「崩壊」ではなく、「不通」という表現に変更すべき。</p>	<p>国の基本計画における「最悪の事態」の表現に合わせて「崩壊」を「損壊」に修正する。</p>
2	<p>別-16 及び別-23 ページ</p> <p>「緊急輸送路の機能を確保するため、鉄道の高架橋・橋梁の耐震対策を促進する必要がある」との記述があるが、JR が高架橋・橋梁および建物等の耐震化施策を進めているので、「緊急輸送路の機能を確保するため、現在進められている鉄道の高架橋・橋梁の耐震対策を引き続き促進する必要がある」といった記述に変更すべき。</p>	<p>意見のとおり変更する。</p>

3	<p>別-22 ページ</p> <p>「浜名湖においては、津波により基幹的陸上ネットワーク（東海道本線、東海道新幹線、国道1号等）が被害を受ける可能性がある」との記述があるが、静岡県第4次地震被害想定に基づく検証では、東海道新幹線は津波浸水による影響はないと考えているため、津波被害可能性に関する「東海道新幹線」という語句を削除願いたい。</p>	<p>県の第4次地震被害想定では、「新幹線施設は、本被害想定での津波浸水深を上回る高さが確保されている」としており、指摘箇所の「東海道新幹線」を削除する。</p>
4	<p>別-22 ページ</p> <p>「由比地区や浜名湖等において、東海道新幹線や東海道本線（中略）、国土の大動脈となる基幹的インフラが大規模地震や津波によって被災する可能性がある」との記述があるが、静岡県第4次地震被害想定に基づく検証では、東海道新幹線は津波浸水による影響はないと考えているため、「東海道新幹線」という語句を削除願いたい。</p>	<p>当該箇所は、「大規模地震や津波によって被災する可能性」に言及したものであり、津波浸水による影響は無いとしても、大規模地震により新幹線が何らかの被害を受ける可能性が無いとは言いきれないので、「東海道新幹線」を削除しない。</p>
5	<p>「新幹線新駅の実現を図る」又は「目指す」との記述が多数あるが、高速、高頻度で主要都市間を結ぶ新幹線の性能を発揮できなくなるため、静岡空港新駅を作る考えは全く無い。県民に誤った期待感を持たせないためにも、「新幹線新駅の実現を図る」又は「目指す」旨の記述は全て削除するべき。</p>	<p>新幹線新駅の設置は、富士山静岡空港のアクセス強化につながり、富士山静岡空港が首都圏空港の補完機能を果たすとともに、防災拠点としての機能の向上に大きく寄与するなど、本県はもとより、国家的見地からも必要な社会基盤であると考えている。</p> <p>このようなことから、県としては、将来をも見据えた上で、その実現に必要な施策として位置づけたものである。</p>

6	<p>対象とする災害の中に「南海トラフ巨大地震」が含まれているが、起こしてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)には、「地震の揺れによる建物等の倒壊や死傷者の発生」という、他の事態と比べて比較的軽微な事態が含まれているが、負傷者の発生まで防ぐことが現実的に可能なのか。</p>	<p>P別一1に記載のとおり、「地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」の具体的な事態としては、第4次地震被害想定南海トラフ巨大地震による最大被害を想定しており、これを最大限減らそうとするものである。</p>
7	<p>「富士山噴火」の場合、「多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態」としているが、山体崩壊やカルデラを形成するよう噴火が発生すれば、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態(例えば、首都機能喪失)となるのは必至だが、それを回避できる方策は存在するのか。静岡県は全体としては機能不全には陥らないということなのか。</p>	<p>「富士山噴火」については、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された影響予測範囲を基に避難計画の策定や訓練の実施等の対策に取り組んでいる。</p>
8	<p>県民個人にとっては同じレベルの災害になりうるかもしれないが、南海トラフ巨大地震と土砂災害を静岡県として同レベルの災害と捉え、起きてはならない最悪の事態と捉えているのか。</p>	<p>国の国土強靱化基本計画と同様に、いかなる災害が発生しようとも人命の保護が最大限図られること等を基本目標とした計画であり、「大規模な土砂災害」についても起きてはならない最悪の事態としてとらえている。</p>

9	<p>救出・救助部隊の絶対的不足などは、起きてはならない最悪の事態を回避するために、無尽蔵な予算の投入を求めていると、曲解されるのではないか。</p>	<p>計画案P3「5 基本目標」のなお書きに記載のとおり、施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に則って取り組むこととしており、この「基本的な方針」(P6)の中で、「財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化」等が挙げられている。</p> <p>これに基づき、第4章の「4 プログラムの重点化」において、重点化による効率的・効果的な施策の推進を記述している。</p>
10	<p>「起きてはならない最悪の事態」として想定されている支援とは、県外から県内への支援なのか、県内の被災地への支援なのかが不明確      全県被災の場合と極地被災の場合とで、支援の規模や内容が大きく変わるが、記述される文字面上では同じ内容になっていないか。</p>	<p>災害対応は、「自助」、「共助」を基本としており、地域防災力の一層の強化が重要であると考えている。</p> <p>それに加え、国等による県外からの広域支援を効果的に受け入れるための体制の整備等を進めることとしている。</p>
11	<p>伊豆半島や中西部の山間地に点在している孤立予想集落などへの対応はどこにもないが、「起きてはならない最悪の事態」には含まれないのか</p>	<p>計画案P8 リスクシナリオ一覧の2-2に「多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生」を設定し、第3章の推進方針では、P30に「○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施」を記述している。</p>
12	<p>静岡県国土強靱化地域計画(案)の根底には、自然災害による被害をハード整備により防ぎきろうとする、「減災ではなく防災」の思想があるのではないか</p>	<p>P11 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の「(2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携」に記述したとおり、地域住民と行政が十分に意思疎通を図りながら、より効果的にハード対策とソフト対策を組み合わせることが必要であると考えている。</p>

13	<p>緊急輸送路等の整備 新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道に加えて、国道 469 号線、他都市計画道路等未整備区間の整備を促進・推進</p>	<p>広域道路ネットワークを形成し、災害に強く、防災、住民の安全安心に不可欠な「命の道」となる高規格幹線道路については、個別路線名を記載している。</p> <p>国道 469 号等のその他の道路については「緊急輸送路等」に含まれるものであり、それらの未整備区間については、防災上の役割に加え、周辺道路の交通状況、土地利用の動向や予算の状況等なども踏まえたうえで、必要な個所について整備を推進していく。</p>
14	<p>土砂災害警戒区域等の指定 土砂災害警戒区域等の指定を推進するだけでなく、指定した場所の整備改修も進めてほしい。</p>	<p>土砂災害防止施設の整備については、P 25&lt;土砂災害対策&gt;の項目で「土砂災害防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、優先度を設けて着実に進めていく。」と記載している。引き続きハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を進めていく。</p>
15	<p>避難所の安全対策 災害時避難所を開設する前に施設の点検を行いますが、「市災害対策本部が応急危険度判定を行い、避難所開設可否を行う」となっていますが地元在住の応急危険度判定士に判定できるよう制度の改正をして一刻も早く避難所が開設できるよう検討してほしい。</p>	<p>市町が避難所を開設するにあたって、建物の安全確認が迅速に行われるよう、応急危険度判定の体制の確保等に努めているところであるが、大規模地震発生時には応急危険度判定士による点検がすぐにできないことも想定される。</p> <p>このため、建物の管理者等が緊急・応急的に避難所等の建物の安全確認を行う方法等を取りまとめた「大規模地震発生直後における施設管理者等による緊急点検に係る指針」（内閣府：平成 27 年 2 月策定）を参考に、安全確認体制の強化を図っていく。</p>

16	<p>人材育成・活用</p> <p>防災士等知事認証取得者の数は目標を大きく上回っていますが、これらの人をいかに活用・活動してもらうかのメニュー・プログラムを検討してほしい。</p>	<p>自主防災組織をはじめとする地域での防災活動においては、専門的な知識や技能を持った人材が必要と考えることから、平成 25 年度から、「地域防災人材バンク制度」を設け、認証取得者に地域防災人材バンクへの登録を促している。</p> <p>平成 27 年 2 月 1 日現在の登録者は 185 人であり、名簿は県地震防災センターホームページで公開している。</p> <p>また、平成 26 年度から登録者を地域に派遣し、自主防災組織等に対して DIG、HUG、イメージ TEN 等の訓練の指導等を行っている。</p>
17	<p>防災訓練参加促進</p> <p>中学・高校生の訓練参加が期待されているが、総合防災訓練及び地域防災訓練の日に「部活・試合等の為参加できない」、「〇〇のため体育館グラウンドは使用できません」との声を聞きます。全住民参加の防災訓練を計画しても避難地・避難所として指定されている学校が利用できない現状を解決するため、防災訓練が予定されている日は、学校をオープンにしておくよう検討願いたい。</p>	<p>県では、学校が次年度の行事計画を作成するにあたり、事前に総合防災訓練及び地域防災訓練の開催日を各学校に周知し、地域との連携及び児童生徒の積極的な訓練参加を依頼している。</p> <p>県教育委員会では、各学校に対して防災訓練や避難所運営等について、市町や地域の防災担当者と話し合いを持つよう依頼しているところであるが、防災訓練の趣旨を踏まえつつ協力を依頼していく。</p> <p>総合防災訓練及び地域防災訓練の実施日は、半年以上前に公表するとともに、各地域(自主防災組織)ごとの訓練日の設定についても 10 日間程度の幅のある期間を設けるなどし、各種地域行事との日程調整が可能となるよう配慮している。</p>

18	<p>個人情報保護 個人情報保護法の誤解や過剰反応による弊害が発生している。住民の安否確認のための名簿作り、災害時要援護者の台帳作成が難しいなど防災会役員が苦慮している。個人情報保護法の解説など県民に誤解や過剰反応、拡大解釈をしないような案内を検討願いたい。</p>	<p>平成 25 年度に改正された災害対策基本法においては、市町村が「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織等へ情報提供することとなったため、市町村から自主防災組織へ確実に情報提供され、自主防災組織においては、適正な管理のもとに名簿を活用していただきたい。</p> <p>また、自主防災組織においては、例えば黄色いハンカチを活用するなど、名簿に変わる安否確認方法や、民生委員・児童委員などとの協力のもとで、個別訪問するなど、地域の工夫による防災対策を進めるようお願いしたい。</p>
19	<p>気候変動災害、地盤災害に関する高度な理学・工学の知識を持つ人材の育成が急務であるが、担当できる教員はいない。また、「自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全」に関する教員も必要である。そこで、これらの教員については静岡県立大学で確保し、静岡大学と共同で教育プログラムを編成し、学部・大学院の人材育成を目指す。</p> <p>「自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全」に関する教育の一部は、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」に所属する教員に行っていただくことを期待する。</p>	<p>県立大学に対し、「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」における、「静岡の防災と医療」分野の一層の拡充や、静岡大学と連携した共同教育プログラムの設置についての検討を促す。</p> <p>なお、本県では、静岡大学防災総合センターとの協働により、県民向け防災教育のカリキュラムと研修プログラムを構築するとともに、標準的な科目別の講義・演習概要を作成している。</p>

20	<p>P 43～44 No.96～98</p> <p>電線共同溝を追加整備する場合、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に則り実施して頂きたい。</p>	<p>電線共同溝の整備は、実施箇所を静岡県無電柱化推進計画に位置づけた上で、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に則り実施していく。</p>
21	<p>南海トラフ巨大地震や富士山の大規模噴火などの巨大災害では、防災施設などのハード整備や避難行動によるソフト対策では対応しきれず、防御できないような人的被害が甚大となるため、人命に係る危険区域には居住しない「住み替え移転」が必要である。通常の都市計画やマスタープラン策定の際に、地形などを考慮した安全な住居区域のゾーニングを計画し、30年から50年程度の長期的期間で居住地域の住み替え移転を検討すべき。国や県から財源支援とともに専門職の派遣などの人的支援も重要ではないか。</p>	<p>県及び市町は、災害警戒区域の指定を進めるとともに、津波や火山噴火などのハザードマップ等により地域住民への周知に努め、県民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう防災意識の向上に努めているところである。</p>
22	<p>10年度、20年後を見据えた子どもたちからの自然科学に基づいた防災教育を継続的に実施し、大人に成長したころに自ら災害危険区域に居住しないような人材育成を図るべき。</p>	<p>「静岡県防災教育基本方針」では、「大規模地震の発生メカニズムや防災対策について十分理解し的確に対応できるようにする」といった目標を掲げている。</p> <p>小学校高学年の段階から防災マップを作成するなど、地域の災害の特性等について考えさせる学習に取り組むよう指導していく。</p>



23	<p>今後は少子高齢化、人口減少に伴い空き家や宅地などの増加で中古住宅市場が拡大すると想定されるため、防災を考慮した住宅移転を促進するような制度設計を検討すべき。</p>	<p>災害の危険がある地域における防災・減災対策を最優先として取り組むとともに、防災に配慮した住宅団地の整備を進めている。</p>
24	<p>同じ県内で防潮堤補強強化し震災の強い町を目指している地域がある一方、防潮堤を検討課題で進まない沼津市に対して県として指導願いたい。</p>	<p>県では、平成25年6月に公表した、「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、想定される被害を軽減するための対策を実施することとしている。沼津市においても現在津波対策施設の整備に必要な調査や設計等を行っているところであり、今後は沼津市と協働で地域の意見を聴くなどして、地域の実情にあった施設整備を早急に行い、津波に強い安全で安心な地域づくりを推進していく。</p>